（略）	（略）
第二十一号	二十七万円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　十八万七千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十八万七千円
第二十三号	十八万七千円
（略）	（略）
三～五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十二　（略）	（略）
十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二十七万円
十三の二～八十八の三　（略）	（略）
八十八の四　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万円
八十八の五　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	十八万七千円
八十八の六　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
八十八の七　（略）	（略）
八十八～九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十一号	二十七万円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　十八万七千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十八万七千円
（略）	（略）
三～五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十二　（略）	（略）
十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
十三の二～八十八の三　（略）	（略）
八十八の四　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万円
八十八の五　（略）	（略）
八十九～九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。